

「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」の一部改正について (概要)

1 改正の趣旨

横浜市では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用にあたって、子ども・子育て支援法第20条及び「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」の「別表1」に定められた保育の必要性の定義に基づき、子どものための教育・保育給付にかかる認定（以下「支給認定」という。）を受ける必要があります。また、児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項に基づき、市町村が利用調整を実施することとなっていますが、保育所等の定員を上回る利用希望があるとき、「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」の「別表2」及び「別表2-2」に基づきアルファベット順にランクで区分し、利用の優先順位を決めています。同一ランクで並んだ場合、「別表3」により調整指数を定め、点数の高い順に決定します。

この度、「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」について、見直しを行います。

2 改正の概要

(1) 保育の必要性の認定基準（以下「支給認定基準」という）の改正について

ア 見直しの考え方

「子ども・子育て支援新制度」開始から4年が経過した現在、横浜市の保育所等利用児童数は依然として増加傾向にあり、本市も子育て世帯の保育需要に応える施策を展開していますが、幼児教育・保育の無償化実施に伴って支給認定を求める世帯の更なる増加が予想されます。

加えて、育児・介護休業法やワークライフバランスの推進といった、子育て世代を支援する国の施策があり、育児や介護などの理由から就労を中断した子育て世代の再就職やキャリア向上を支援する就学制度の検討も進められているところです。雇用主も、裁量労働制や在宅勤務、育児や介護のための短時間（短日）勤務の導入など、「働き方改革」を推進しています。申請世帯の増加傾向は、こうした多様な就労形態、ライフスタイルを選択した（せざるを得なかった）子育て世帯の増加を内包しており、すでに市民からも「保育の必要性」の判定について、柔軟な対応を求める声が寄せられています。

そこで本市としても、保育の必要性をより細やかに捉えることができるよう、支給認定基準を見直します。

イ 別表1「保育の必要性の認定基準」について

- (ア) 就労事由等における就労時間等の下限について、「1日4時間かつ月16日以上」から、「月64時間以上」に変更します。
- (イ) 「出産予定日の前後各8週間」となっている産前産後の定義について、多胎妊娠に対応するため、労働基準法における多胎妊娠の産前休暇期間（14週間）を支給認定基準に明記します。
- (ウ) 0歳児クラス～2歳児クラスに在籍している児童が、育児休業中の利用継続を理由として支給認定を受ける場合に設けていた「育児休業の取得4か月前から利用している」旨の条件を削除します。

(2) 支給認定基準の改正に伴う利用調整基準の改正について

ア 見直しの考え方

支給認定の各事由における下限設定の変更等に伴い、利用調整基準の見直しを行います。

イ 別表2「利用調整基準」について

- (ア) 1 (1) 居宅外労働（外勤・居宅外自営）及び1 (2) 居宅内労働（内勤・居宅内自営）について、「月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 28 時間未満の労働に内定している。」を「就労時間月 64 時間以上の労働に従事又は内定している。」に変更します。
- (イ) 2 産前産後について、「多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前 14 週間、後 8 週間の期間とする」を追加します。
- (ウ) 3 (1) 病気・けがについて、「月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上の安静が必要で」を削除します。
- (エ) 4 親族の介護について、「月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上 28 時間未満」を「月 64 時間以上」に変更します。
- (オ) 6 通学について、「1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上」を「月 64 時間以上」に変更します。

(3) 居宅外自営業であるが、職場が自宅と併設している世帯について

ア 見直しの考え方

居宅外で就労している自営業の保護者について当該基準を適用していますが、自営業であることにより保育の必要性における優先度を一律に判断できないこと、また、働き方の多様化等の社会情勢の変化を鑑みて、当該基準を見直します。

イ 別表 3 「調整指数一覧表」について

就労状況における「居宅外自営業であるが、職場が自宅と併設している世帯。」に関する項目を削除します。

(4) 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合について

ア 見直しの考え方

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について（平成 31 年 2 月 7 日付 厚生労働省保育課 事務連絡）」を踏まえ、基準の見直しを行います。

イ 基準について

利用申請において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合の利用調整の順位に関する規定を追加します。

(5) 子ども・子育て支援法等の改正に伴う条ずれ等の対応について

幼児教育・保育無償化の実施に伴う子ども・子育て支援法等の改正により発生する、条ずれや用語の変更に対応します。

3 適用時期

令和 2 年 4 月の利用調整から適用する予定です。

4 その他

- (1) 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の具体的な改正案につきましては、別紙改正案及び新旧対照表をご参照ください。
- (2) この改正案については、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正や見直しを行う場合があります。